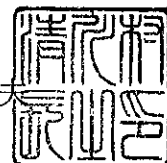




19 清まち第 370002 号
平成 19 年 5 月 8 日

国土交通省道路局長 様

清川村長 大 矢 明 夫



中期的な計画の作成にあたっての意見について（提出）

平成 19 年 4 月 2 日付け国道企第 114 号で依頼のありました標記のことについて、別紙のとおり提出します。

事務担当は、建設経済部まちづくり課建設係

TEL 046(288)3862 FAX 046(288)1909

中期的な計画の作成にあたっての意見について

清 川 村

清川村は、首都圏から50km圏内の神奈川県北西部の東丹沢山麓に位置しており、村内に国道は通過していませんが、基幹道路である県道が4路線、また住民の生活道路である村道が180路線あります。

道路は、地域住民の日常生活や経済・社会活動を支える最も重要な基盤であり、基本的かつ優先的に整備されるべき社会資本です。

特に本村では、交通手段として自動車を使用する割合が高くなっているため、住民の道路整備に対する期待は大きく、また首都圏の観光拠点として大きな期待を寄せている宮ヶ瀬湖には、年間200～300万人の観光客が見込まれるため、訪れる人と迎える地域の円滑な道路交通を確保する必要があります。

このため、基幹道路である既存県道の改良整備やバイパス整備、また広域的アクセス道路となる厚木秦野道路（国道246号バイパス）の建設を促進するとともに、厚木秦野道路と既存県道を接続するための取り付け道路の整備が重要課題となっています。

本村をはじめ、全国的に少子高齢化や人口減少が懸念されている中、安全な生活環境や活力ある地域づくりを実現するためには、今後も引き続いて道路整備を計画的に推進する必要があると考えます。

1 重点化を進める上で特に優先度の高い政策について

地域間格差への対応や生活者重視の視点を踏まえつつ、地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のためのバイパス整備、高速道路や高次医療施設への広域的アクセスの強化など、地域の自主性にも配慮した道路整備を促進することが必要と考えます。

2 効率化を徹底的に進める上で重視すべきことについて

事業の開始前や途中段階において、事業の必要性などの評価を徹底するとともに、新技術の開発・活用や工法の工夫などを行い、道路の建設費や管理費の低減を図ることが重要と考えます。

3 その他、道路政策や道路の整備・管理全般に関することについて

道路政策の立案にあたっては、今後も引き続き交通渋滞解消や踏切対策な

どの道路交通の円滑化、都市圏における環状道路の整備、防災・減災対策及びバリアフリー化などの道路整備を効率的・計画的に推進することが必要と考えます。

このため、道路特定財源の見直しにあたっては、真に必要としている道路整備が遅滞することがないように、道路整備のための財源として確保するとともに、地方公共団体への配分割合を高めるなど、地方公共団体における道路整備財源の充実を図っていただきたい。